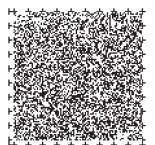
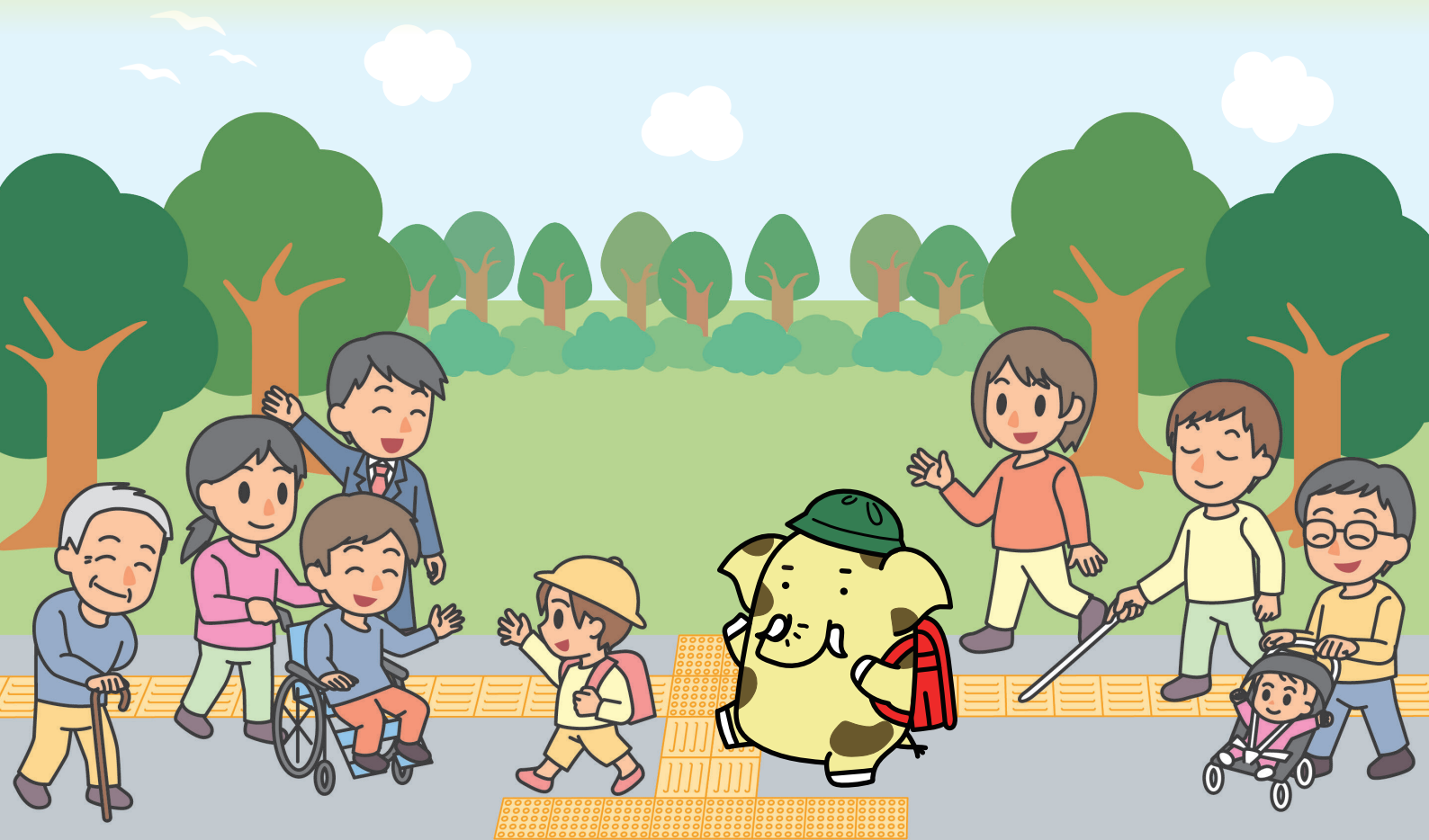


しょう 障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ

にい ざ し ぶん やく そく
新座市民のお約束

しょう 障がいのある人もない人も
とも 共に暮らすことができる
ち いき しゃ かい め ざ
地域社会を目指して

とも くに 暮らすための新座市障がい者基本条例 しゃ き ほんじょうれい
～「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」のおはなし～

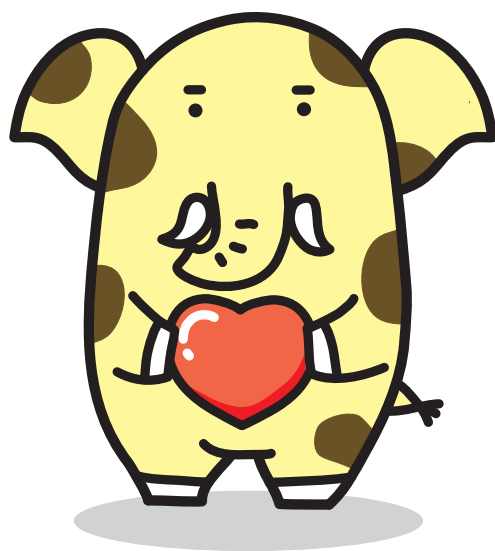


はじめに

わたしたちのまち新座市には、性別や年齢、国籍、障がいの有無など、さまざまな違いをもった人たちが暮らしています。そして新座市は、みんながお互いの違い、人格と個性を尊重して共に支えあっていくまちを実現することを目指しています。

この冊子は、平成17年(2005年)4月に制定した「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を紹介しています。

条例を制定してからこれまで、障がい者を取り巻く環境や制度は大きく変わりました。改めて、障がいのある人もない人も、誰もが一緒に暮らせるまちをつくるために、わたしたちに何ができるのかをみんなで一緒に考えてみましょう。



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

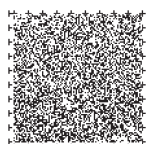


条例のくわしい内容は
新座市ホームページを
ご覧ください

「障がい」の表記について

「害」という字には「悪くすること」「災い」といった否定的な意味もあるため、障がい者に関係する表記をするときは、人権を尊重する観点から好ましくないと考えています。このことから、市がつくるすべての文章には、ひらがなの「がい」と表記しています。ただし、法律名、団体名などの固有名詞については、そのまま表記しています。

この冊子には、音声コード(Uni-Voice)を印刷しています。この音声コードには文字情報が組み込まれており、スマートフォン等の活字文書読み上げアプリを使って、音声で内容を読み上げることができます。



右のQRコードから
アプリをダウンロード
できます。

iOS 版

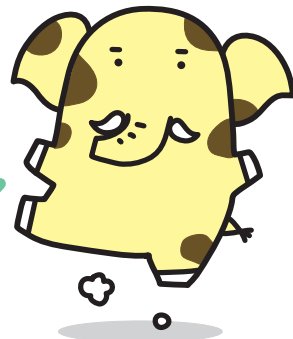


Android 版



「共に暮らすための 新座市障がい者基本条例」って なんだろう

障がいについて正しく知り、みんなが安心して
共に暮らすための新座市民の約束ごとです。



どんな約束ごと？



障がいのある人もない人も持っている権利や自由は同じです。
みんなでお互いの人権を大切にします（※）。



障がいのある人への差別をしてはいけません。



誰もが一緒に暮らせるまちをつくるため、市、市民、事業者(会社)
の全員が協力します。

(※)人権を大切にすることってどういうこと？

支援を受ける権利の保障

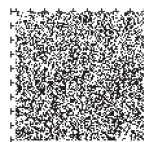
ライフステージにあわせて、その人らしい生活を送るために支援を受ける権利が保障されます。

居住選択の自由と 社会参加の確保

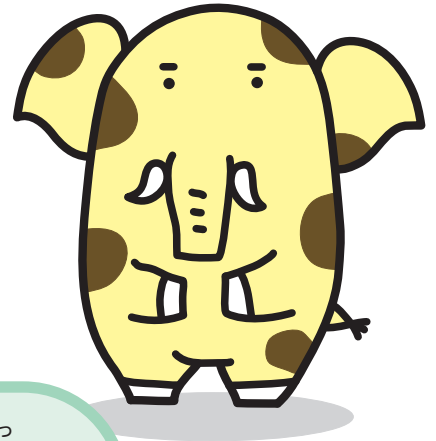
自分の意思で、誰とどこに住むかを選択する機会が確保されるとともに、地域の
一員として社会に参加する機会が十分に確保されます。

情報を取得・利用する ための手段の選択の確保

障がいのある人もない人と同様に、コミュニケーションを図るために手話を含
む言語や要約筆記等、さまざまな手段を選択できる機会が確保さ
れます。



しょう 障がいって なんだろう



こころ からだ まいにち せいかつ
心や体のはたらきがうまくいかないために、毎日の生活や
しゃ かい かつ どう り かい きょうりよく ひつよう じょうたい
社会活動をするための理解や協力が必要な状態のことです。

しん たい しょう 身体障がい

う じ こ びょう き からだ いち ぶ
生まれつきや事故、病気などによって体の一部がうまくはたらかないことです。

し かくしょう 視覚障がい

まった み ひと み ひかり かん ひと
全く見えない人、見えないけれど光が感じられる人、
メガネなどを使っても視力が弱い人、見える範囲が狭い
ひと いろ み かた こと ひと
人、色の見え方が異なる人など、さまざまな人がいます。

ちようかくしょう 聴覚障がい

まった き ひと しゃ き ひと なんぢようしゃ
全く聞こえない人(ろう者)、聞こえにくい人(難聴者)が
います。また、声を出して話すことが難しい人もいます。

し たい ふーじ ゆう 肢体不自由

まひなどによって、手や足などの身体のどこか
うご じょうたい
が動かない、動かしにくい状態のことです。

ない ぶ しょう 内部障がい

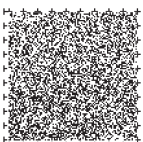
びょう き しん ぞう じん ぞう こ きゅう き ちよう
病気などによって、心臓や腎臓、呼吸器、腸や
ぼうこう かん ぞう めん えき き のう しん たい ない ぶ
ぼうこう、肝臓、免疫機能など、身体の内部の
機能がうまくはたらかなくなることです。

ち てき しょう 知的障がい

せい かつ がくしゅうめん ち てき はたら はったつ よ か けいさん
生活や学習面での知的な働きや発達がゆっくりとしていて、読み書きや計算をした
り、抽象的な概念や複雑なことを理解したり判断することが苦手です。

せい しん しょう 精神障がい

とうごう しつちようしょう びよう せいしん しつ かん にちじょうせい かつ しゃ かい
統合失調症やうつ病、てんかんなどの精神疾患のために、日常生活や社会
生活がしづらい状態です。



発達障がい

脳機能の発達に関係する障がいで、主な特徴は次のとおりです。

自閉スペクトラム症 (ASD)

▶ 言葉の発達の遅れ、コミュニケーションを取ることが苦手、パターン化した行動やこだわりなどがあります。

学習障がい (LD)

▶ 知的な遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論などの特定の能力を学び、行うことが特別に難しいです。

注意欠如・多動症 (ADHD)

▶ 集中できない、じっとしてられない、考えるよりも先に動くなどの特徴があります。

高次脳機能障がい

病気やけがなどで脳に傷を受けることによって、忘れっぽくなったり、集中力がなくなったり、感情的になってしまったりすることがあります。

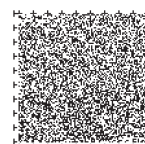
難病

原因や治し方がわからなかったり、治療に長い時間がかかったりするような病気です。

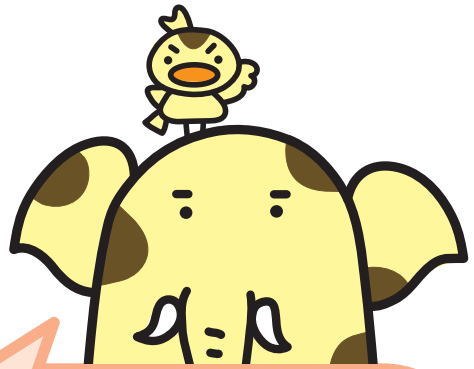


障がいは、個々の症状だけを言うものではありません！

個々の障がいに加え、障がいのある人たちが、学校や職場、慣習や制度、文化、情報など、社会や環境によって不便になっている状態を「障がい」としてとらえる考え方が大切です。



バリアって なんだろう



バリア（しょうへき障壁）は、しんしん心身の障がいによるものだけでなく、しょう障がいのある人（ひと）が生活を送る上でさまたげとなるさまざまなものです。

物理上のバリア

- 階段や歩道の段差（かいだん ほど だんさ）
- 自動でない出入口のドア（じどう で いりぐち）

制度上のバリア

- 障がいがあることを理由に資格（しょう りゆう しかく）や免許（めんきょ）などを制限（せいげん）すること

情報のバリア

- 目の不自由な人（め ふじゆう ひと）に、点字（てんじ）や音声（おんせい）案内（あんない）がないこと
- 耳の不自由な人（みみ ふじゆう ひと）に、手話（しゅわ）や文字（もじ）情報（じょうほう）がないこと

意識上のバリア

- 周囲（しゅうい）からの心ない言葉（ことば）、偏見（へんけん）や差別（さべつ）、無関心（むかんしん）など
- 点字ブロック（てんじ）の上に無意識（うえ むいしき）に荷物（にもつ）などを置くこと（お）

いろいろな バリア

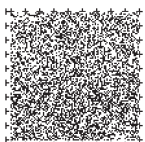
「心のバリアフリー」

～誰もが暮らしやすいまちを目指して～

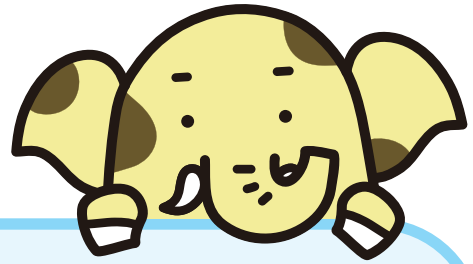
障がい者（しょうがいしゃ）にとって、さまたげになるもの。

それは段差（だんさ）や狭い通路（せまな）など、目（め）に見えるものだけではありません。

障がい者（しょうがいしゃ）に不親切（ふしんせつ）な制度（せいど）や、人々（ひとびと）の中（なか）にある誤解（ごかい）・偏見（へんけん）なども「バリア（障壁）」です。中でも誤解（ごかい）や偏見（へんけん）は、私たち（わたし）ひとりひとりが気（き）をつけていれば、なくすことができるものです。障がいのある人（ひと）が安全（あんぜん）に安心して暮（く）らせるように、心（こころ）や考え方（かんが）もバリアフリーにしましょう。



差別って なんだろう



差別とは、差をつけて取りあつかったり、分けへだてたりすることで
人の権利を侵害することです。障がいを理由とする差別をなくすためには
次のことが大切です。

不当な扱いを
してはいけません



必要な気づかい(配慮)を
しましょう

たと
例えば

お店などに入ろうとしたと
きに車いすを利用している
ことを理由に断ること



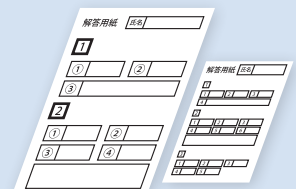
車いすのまま着席できるように備え
付けのいすを片付けてスペースを確
保します。



障がいのある生徒が勉強を
する上で、必要な支援をし
ないこと



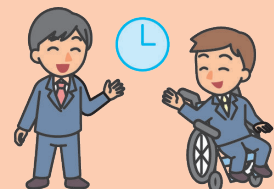
手指の動作が不自由な生徒に対し、
状況に応じてテストの解答用紙を拡
大したり、テスト時間を延長したり
します。



障がいのある人が仕事をす
る上で、必要な支援をしな
いこと



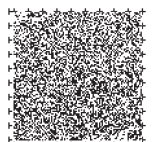
個別の体調などに配慮した勤務時間
を設定します。



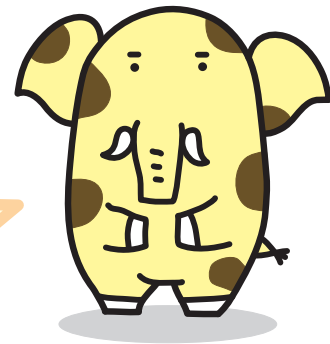
これらの配慮を「合理的配慮の提供」といいます。



自分が差別されたと感じたときは、新座市役所の障がい者福祉課に相談できます。



みんなが暮らしやすくなるために



まちにはいろいろな人が暮らしています。まずは、障がいについて知しましょう。それが共に暮らすための第1歩になります。



くるまつかがいしゅつ
車いすを使って外出します。
でんどう
電動、リクライニング等い
ろくま
ろいろなタイプの車い
すがあります。



めふじゆうはくじょう
目が不自由なため白杖を
つかもうどうけん
使います。盲導犬と一
しょがいしゅつひと
緒に外出する人も
います。



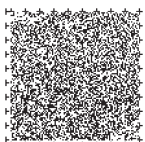
はったつしょうちできしょうひと
発達障がい・知的障がいがある人
は、じっとしているのが難しいこと
むずか
があります。また、同じ行動を繰
おなこうどうく
り返したり、大きな声を出して
かえおおこえだ
しまうことがあります。



ちようかくしょう
聴覚に障がいがあるため、
しゅわようやくひつきつか
手話や要約筆記を使って
コミュニケーション
をとります。



こうつうじこのううきず
交通事故など脳に受けた傷の
えいきょうし
影響で、よく知っている場
しょまよ
所でも迷ってしまうこと
があります。



クイズ

しょうかんひょうしきし
障がいに関するマーク、標識いくつ知ってるかな？
こた
答えは、12 ページにあるよ



①



②



さが まちにあるバリアフリーを探してみよう



だん さ 段差をなくすスロープ



ひく い ち 低い位置にボタンがある
エレベーター



くるま しようしゃ 車いす使用者のための
ひろ ちゆうしゃじよう 広い駐車場



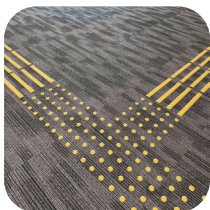
バリアフリースイートイレ



あんない テレビや案内モニターの
じまくひやうじ 字幕表示



おと な しんごう き 音が鳴る信号機



てんじ 点字ブロック
し かくしやう しゃゆうどうよう (視覚障がい者誘導用ブロック)



インターネットの
よ あ きのう 読み上げ機能



せいしん びやう き 精神の病気により、あた かんきよう 新たな環境
よわ つか などのストレスに弱く、疲れや
すい じぶん い ことがあります。自分の言
いたいことをうまく話せな
ば あい い 場合があります。



ペースメーカー (心臓)、じんぞう じんこうとうせき 人工透析
(腎臓)、かんい さん そ こきやう き 簡易酸素ボンベ (呼吸器)
しんたい ない ぶ しょう など、身体内部に障がいがあり、
たいりよく てい か 体力が低下していたり、かんせんしやう 感染症に
かかりやすいことがあります。



びやう き し がいせん あ 病気により紫外線に当たることが
できません。常に紫外線カッ
トクリームをぬるケアが
ひつよう 必要です。



③



④



⑤



⑥



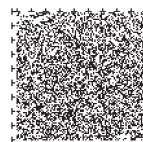
⑦



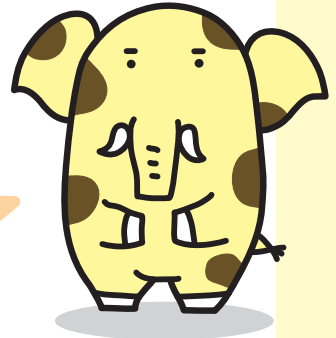
⑧



⑨



みんなが暮らしやすくなるために 必要なものってなんだろう



ささ 支えるかたちはいろいろあります。だれ とも く 誰もが共に暮らしやすい
まちをつくるには、さまざまな取り組みが必要です。



バリアフリー化の推進
施設のバリアフリー、心の
バリアフリーを推進
します。



意思疎通支援
特性に応じたコミュニケー
ション方法で正しい情
報を伝えます。



相談支援体制の整備
ライフステージに応じたさ
まざまな相談支援体制
を整備します。



移動の支援
社会生活上必要な外出、社
会参加のための外出を
支援します。

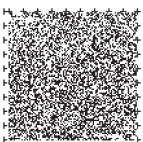


保育・教育
児童・生徒が共に生活し、
学ぶ環境づくりを
推進します。

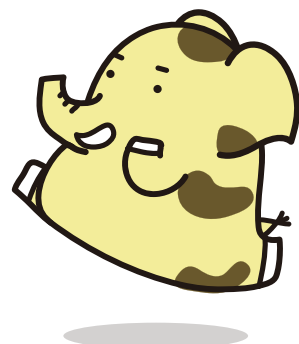


就労支援
障がいのある人が仕事に就き、
働き続けることができる
よう支援します。

ほかに何が必要か
考えてみましょう



わたしたちができることって なんだろう



だれ とも く
誰もが共に暮らしやすいまちをつくるには、市、市民、
事業者（会社）の全員が協力することが必要です。

し 民
市民

しょう かん り かい ふか
障がいに関する理解を深め、
お互いを尊重しましょう。

し
市

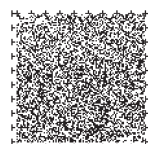
しょう か ぞく ひと
障がいのある人やその家族の人たち
い けん き い し じゅうぶん そんちょう
の意見を聞き、意思を十分に尊重し
て、障がい者が暮らしやすくなるた
め せい じ せい じ
めの制度をつくり、実施します。

じ ぎょう しゃ
事業者

しょう ひと たい ひつよう はい
障がいのある人に対して必要な配
りよ く ふう じ ぎょう かつ どう
慮や工夫をしながら事業活動をし
ましょう。

たい わ
対話が
たい せつ
大切です
.....

しゃかい たい せつ
社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、話し合いを重ねて、解決
策を考えることが大切です。障がいのある人からのお願いにすべて対
応することが難しい場合でも、お互いに情報や意見を伝えあうことで、
代わりの手段を見つけていきましょう。



8・9 ページのクイズの答え

- ①  **障害者のための国際シンボルマーク**
「全ての障害者」が利用できる建物・施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。

- ②  **盲人のための国際シンボルマーク**
視覚障害者を示す世界共通のシンボルマークです。

- ③  **身体障害者標識**
肢体不自由者が運転する車に貼るマークで、道路交通法に定められています。

- ④  **聴覚障害者標識**
聴覚障害者が運転する車に貼るマークで、道路交通法に定められています。

- ⑤  **ほじょ犬マーク**
身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を啓発するためのマークで、店の入り口などに貼られています。

- ⑥  **耳マーク**
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

- ⑦  **オストメイトマーク**
トイレなど、オストメイト（人工肛門、人工ぼうこうを使用している人）のための設備があることを表すマークです。

- ⑧  **ハート・プラスマーク**
心臓疾患など「身体内部に障がいがある人」を表すマークです。

- ⑨  **ヘルプマーク**
援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲に知らせるマークです。



発行 新座市

協力 十文字学園女子大学

立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 結城ゼミ

編集 新座市総合福祉部障がい者福祉課

住所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-477-1111（代表） FAX 048-482-7725

令和7年3月発行

